

事業概要説明書 [1]			事業番号	3-16	
事務事業名	農業法人育成対策事業	担当部名	農政部		
事業開始年度	平成 18 年度	担当課名	農政企画課		
実施方法	補助	担当係	担い手対策係		
根拠法令等	宮崎市農業振興事業補助金等交付要綱				
事業の概要	目的 〔何のために〕	意欲ある多様な担い手の確保・育成			
	対象・手段 〔誰(何)に対して、何をするのか〕	<p>・農業法人に対し、規模拡大や経営の安定を図るための農地取得や施設・機械等の導入にかかる経費や雇用拡大を図るための経費に対するの支援を行う。</p> <p>【H22年度事業内容】</p> <p>①利子助成金 農地の購入や施設・機械等の設備投資にかかる経費として農業制度資金(さまざまな農業の取組みに活用できる資金で、国や県などからの支援による低利の資金)を借り入れた場合の利子補給。(当初5年間無利子)</p> <p>②信用保証料助成金 ①と同様に農業法人が制度資金を借り入れた場合の信用保証料の1/2を助成</p> <p>③研修生受入助成金 就農希望の農業研修生を受け入れた場合、その費用補助。 期間:1年以内</p> <p>④新規雇用奨励金 新規に雇用した場合の雇用助成金を交付 (雇用増分のみを対象。ハローワーク等での奨励金支給期間を除く) 期間:1年以内</p> <p>⑤農地確保対策助成金 農地の斡旋を受けた場合の農地購入費・賃借料の一部助成 (1)農地購入費の定額助成 (2)農地賃借料助成 基準金額の1/2の額(3年以内)</p>			
	事業の必要性	<p>厳しい農業情勢の中、国においては、競争力のある農業経営体の育成が重要な課題となっている。</p> <p>このため、地域農業の担い手として位置付けられる農業法人の育成は急務の課題であり、法人経営の安定と個人経営から法人への移行を加速させ、企業的経営体の確立と新規就農者や雇用の受皿の整備が必要である。</p>			
コスト	平成22年度(予算)		人件費		
	直接事業費	9,000 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	3,000 千円	正規職員	3,000 千円	0.4 人
総事業費	12,000 千円	嘱託職員	0 千円	0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p>事業費 9,000千円</p> <p>【内訳】●補助金 9,000千円</p> <p>①利子補給金補助 1,500千円</p> <p>②信用保証料補助 4,000千円</p> <p>③研修生補助 600千円</p> <p>④雇用助成金補助 1,800千円</p> <p>⑤農地斡旋補助 1,100千円</p>				

事業概要説明書 [2]		事業番号	3-16		
年度		平成21年度(決算)	平成22年度(予算)		
直接事業費		2,111 千円	9,000 千円		
財源	一般財源	2,111 千円	9,000 千円		
	受益者負担金	0 千円	0 千円		
	その他	0 千円	0 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>①農業法人の経営安定と法人経営体の増加につながる。            ②雇用の拡大が図られる。            ③経営規模の拡大等により、遊休農地の解消が図られる。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業法人の設立数は、年々増加している。</li> <li>・ 規模拡大や雇用拡大する法人は、想定数以上となった。</li> <li>・ 研修生受入については、想定数を下回った。</li> <li>・ 今後は、「宮崎市元気な法人会」や広報誌等(ホームページ含む。)を活用した事業の周知徹底を図っていく。</li> </ul>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	農業法人数	法人	82	89	78
	農業制度資金借入者	法人	6	6	5
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>農業法人育成対策は、今後の農業振興における重要な施策として位置づけており、新規に設立される農業法人も着実に増えてきている。清武町との合併により、農業法人数は89経営体(うち清武6経営体)となり、法人経営体の経営力強化を図ることで、遊休農地の解消や雇用拡大などの効果も期待できることから、今後とも育成・支援に努めていく。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

## 農業法人育成対策事業補足説明資料

### 1 本市が農業支援に取り組む主な理由。

- ① 農業とは、国民の食料を供給する役割を担う産業である。

日本の「食料自給率」は40%

○ 先進国食料自給率(カロリーベース総合食料自給率) \* (単位: %)

	H5	H10	H15	H18	H19	H20	H21
日本	37	40	40	39	40	41	40
カナダ	154	158	145	185	168	-	-
アメリカ	122	131	128	120	124	-	-
フランス	133	140	122	121	111	-	-
ドイツ	92	96	84	77	80	-	-
スウェーデン	87	93	84	79	78	-	-

\* 日本以外の国は、平成19年度以降最新データが未発表。(農林水産省ホームページ 抜粋)

\* カロリーベース総合食料自給率(%) とは、  
「国民1人1日当り国内生産カロリー」 ÷ 「国民1人1日当り供給カロリー」

- ② 農業は、「天候」や「病害虫の発生」更には「自然災害」に大きく左右される産業である。

- ③ 年々、主業農家戸数(\*)は減少。

10年間で「2,025戸」減少。遊休農地、耕作放棄地の解消が課題となっている。

\* 主業農家：農業収入が農外収入より多く、かつ65歳未満の農業従事日数が60日以上の方がいる農家。

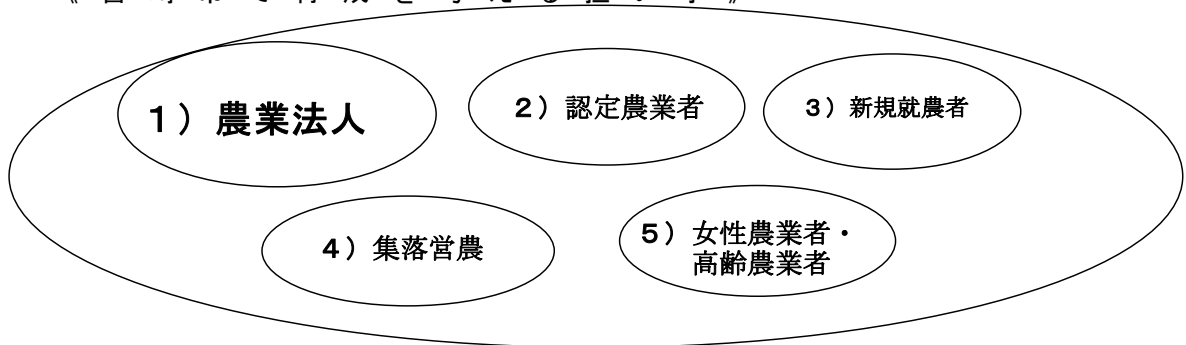
- ④ 農業所得は他産業の所得と比べ低い。

平成18年度宮崎市の「農家1戸」当り生産農業所得は248万円。

農業生産額の維持を図るには、後継者が就農に向かう他産業並みの所得水準へ押し上げる必要がある。

### 2 担い手農家の確保

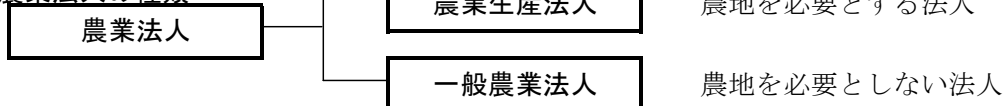
《宮崎市で育成を考える担い手》



#### ① 農業法人

農業法人とは、事業としての農業を営む法人「株式会社」等をいう。

○ 農業法人の種類



#### ○ 農業法人を設立した場合の利点

- ・ 経営の規模拡大や、加工、販売など新たな事業に取り組む可能性が広がり、経費削減等も図られ、経営の安定に繋がる。
- ・ 税制の優遇措置
- ・ 融資限度額が拡大される。

○農業法人の設立状況

	H17	H18	H19	H20	H21
農業生産法人	41	47	47	50	52
一般農業法人	19	22	37	38	37
合計	60	69	84	88	89

\*農業法人数は、旧清武町を含む

②認定農業者

農家が、5年後を目標とした農業経営の改善計画を自ら作成し、市町村がその計画を認定した農業者をいう。

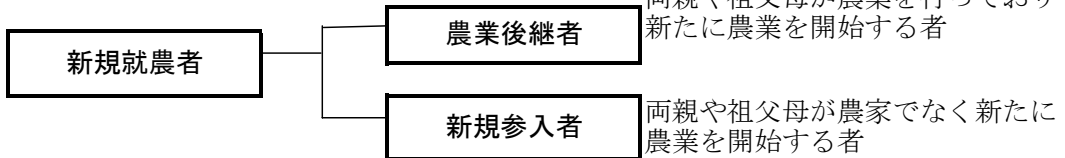
○宮崎市で認定農家になるための主な目標

	主たる従事者	1経営体
①年間農業所得	460万円	620万円
②年間労働時間	1,900時間	3,800時間

③新規就農者

新たに農業を開始する者のことをいう。

○新規就農者の種類



④集落営農

地域の農家等で営農組織を設立し地域全体で農業に取り組むこと。

⑤女性農業者・高齢農業者

- ・女性の観点から見た農作物栽培管理や農作物の加工など、新たな農業分野の取り組み。
- ・高齢農業者は、「農業経験」や「栽培技術」の伝承などが期待される。

3. 農業法人育成対策事業実績

(単位：円)

事業名		H17	H18	H19	H20	H21
農地取得費、施設・機械整備の借 入れ資金利子補給 「事業対象法人数」	件数	2	6	7	6	6
	補助金	136,000	1,162,000	1,666,000	1,544,000	1,442,000
信用保証料補助	件数	1	3	3	5	0
	補助金	142,000	317,000	499,000	2,165,000	0
研修生受入助成金	件数	1	0	3	1	0
	補助金	200,000	0	800,000	400,000	0
新規雇用助成金 「法人数(雇用者数)」	件数	1(1)	5(7)	4(11)	1(1)	0
	補助金	210,000	1,740,000	2,550,000	690,000	0
農地購入費助成、農地賃借料助成 「事業対象法人数」	件数	1	5	7	13	10
	面積(a)	54	460	740	1,199	1,154
	補助金	132,000	561,000	1,150,000	1,077,000	669,000
補助合計		820,000	3,780,000	6,665,000	5,876,000	2,111,000